

齊紀六起旃蒙大淵獻，盡柔兆困敦，凡二年。

## 高宗明皇帝中 建武二年（乙亥，495年）

■南齊、●北魏（国会図書館デジタルコレクション・続国訳漢文大成 經子史部 第8巻 8-208p）

### 【魏の壽陽進攻と撤退】

■春，正月，壬申（2日），鎮南將軍の王廣之を遣わして司州を督し、右衛將軍の蕭坦之をして徐州を督し、尚書右僕射の沈文季をして豫州の諸軍を督して以て魏を拒ましむ。

●癸酉（3日），魏は詔す、

「淮北之人は侵掠するを得ず，犯す者は大辟を以て論ぜん。」（既に魏は淮北を領有）

●【魏軍の攻勢】乙未（25日），拓跋珪は鐘離を攻め，徐州刺史の蕭惠休は城に乗りて拒み守り，間に出でて魏兵を襲撃して，之を破る。惠休は，惠明（133巻蒼梧王元徽二年）之弟也。劉昶、王肅は義陽を攻め，司州刺史の蕭誕は之を拒む。肅は屢々誕の兵を破り，招き降るは萬餘人。魏は肅を以て豫州刺史と為す。劉昶の性は褊躁，軍を御しては嚴暴にして，人は敢えて言う莫し。法曹行參軍の北平の陽固は苦く諫める。昶は怒り，之を斬らんと欲し，攻道（城を攻める道、矢石の集る既知）に当たらしめ。固は志意は閑雅にして，敵に臨みて勇決し，（8-209p）昶は始めて之を奇とす。

■丁酉（27日），中外は纂嚴す。太尉の陳顯達を以て使持節、都督西北諸軍事と為し，新亭、白下（江蘇省南京市）を往來せしめて以て聲勢を張る。

●【魏は壽陽に至る、崔慶遠と魏主の和親問答】己亥（29日），魏主は淮を濟る。二月，壽陽に至る，衆は三十萬と號し，鐵騎は彌望（見渡す限り）す。甲辰（5日），魏主は八公山に登り，詩を賦す。道に甚雨に遇い，命じて蓋を去らしむ。軍士の病者を見れば，親ら之を撫慰す。魏主は遣使して城中の人を呼ばしめ，豊城公の遙昌は參軍の崔慶遠をして出でて之に應ぜしむ。慶遠は師の故を問ひ，魏主は曰く、

「固より當に故有り！卿は我の之を斥言（直言）するを欲する乎，我の垢を含み（我慢）依違（曖昧な態度を取る）を欲する乎？」

慶遠は曰く、

「未だ來命を承らず，垢を含む所無し。」

魏主は曰く、

「齊主は何の故に廢立するや？」

慶遠は曰く、

「昏を廢し明を立てる，古今は一に非らず，未だ何を疑うか審かにせずや？」

魏主は曰く、

「武帝の子孫は，今は皆な安くに在るや？」

慶遠は曰く、

「七王（殺された七王）は惡を同じくす，已に管、蔡之誅に伏す。其の餘の二十餘王は，或は内に清要に列し，或は外に方牧を典<sup>つかさど</sup>る。」

魏主は曰く、

「卿の主は若し忠義を忘れざれば，何を以て近親を立て，周公之成王を輔ける如くせず，而して自ら之を

取る乎？」

慶遠は曰く、

「成王は亞聖之徳有り、故に周公は得て而して之に相たり。今近親は皆な成王之比に非ず、故に立つ可からず。且つ霍光は亦た武帝の近親を捨て而して宣帝を立てるは、唯だ其の賢なれば也。」

魏主は曰く、

「霍光は何を以て自ら立たずや？」

慶遠は曰く、

「其の類に非らざる也。主上は正に宣帝に比す可く、安んぞ霍光に比するを得んや！若し爾らば、武王が紂を伐ち、微子を立てて而して之を輔けざりしは、亦た苟しくも天下を貪ると為す乎？」

魏主は大いに笑いて曰く、

「朕は來たりて罪を問う。卿之言の如くは、便ち釋然とす可し。」

慶遠は曰く、

『可を見て而して進み、難きを知りて而して退く』（左傳にある晉の大夫随武子の言）、は聖人之師也。」

魏主は曰く、

「卿は吾の和親を欲するや、<sup>はたまた</sup>為、欲せざる乎？」

慶遠は曰く、

「和親すれば則ち二國は交歡し、生民は福を蒙らん。否なれば則ち二國の交惡く、生民は塗炭（の苦）せん。和親すると否は、裁すること聖衷よりすべし。」

魏主は慶遠に酒肴、衣服を賜い而して之に遣る。

●戊申（9日）、魏主は淮に循いて而して東し、（淮北の）民は皆な安堵し、租運は路に屬く。丙辰（17）、鐘離に至る。

■〔齊は鐘離の攻防戦に勝利〕上は左衛將軍の崔慧景、寧朔將軍の裴叔業を遣わして鐘離を救わしむ。劉昶、王肅は衆は二十萬を號し、塹柵は三重、力を並（統は并）せて義陽を攻め、城中は楯を負いて（矢石激しく楯で蔽う）而して立つ。王廣之は兵を引いて義陽を救い、城を去ること百餘里、魏の強きを畏れ、敢えて進まず。城中は益々急にして、黃門侍郎の蕭衍は先ず進まんと請い、廣之は麾下の精兵を分けて之に配す。衍は間道して夜發し、（8-210p）太子の右（統により追加、右衛率）率の蕭誅等と徑ちに賢首山（河南省汝陽道信陽県、現・信陽市）に上り、魏軍を去ること數里。魏人は不意に出でて、未だ多少を測らず、敢えて逼らず。黎明、城中は援軍の至るを望見し、蕭誕は長史の王伯瑜を遣わして出でて魏の柵を攻めしめ、風に因りて火を縱ちて、衍等の衆軍は外より之を撃ち、魏は支える能わず、圍みを解きて去る。己未（20日）、誕等は追撃し、之を破る。誅は、誕之弟也。

■〔齊の逆襲、山東を襲う〕是より先、上は義陽の危急なるを以て、都督青、冀二州諸軍事の張衝（統は冲）に詔して軍を出して魏を攻め以て其の兵勢を分けしむ。冲は軍主の桑系祖を遣わしては魏の建陵（江蘇省徐海道沭陽県の建陵山下、現・宿遷市沭陽県）、驛馬、厚丘（沭陽県の北）の三城を攻めしめ、又た軍主の杜僧護を遣わして魏の虎阬、馮時、即丘（山東省濟寧道臨沂県、現・臨沂市蘭山区）の三城を攻めしめ、皆な之を抜く。青、冀二州刺史の王洪範は軍主の崔延を遣わして魏の紀城（江蘇省徐海道贛榆県、現・連雲港市贛榆県）を襲わしめ、之に據る。

●〔魏主妹婿の馮誕の死〕魏主は南して江水に臨まんと欲し、辛酉（22日）、鐘離を發す。司徒の長樂

元懿公の馮誕は病し、従う能わず、魏主は之と泣いて訣し、行きて五十里、誕の卒を聞く。時に崔慧景等の軍は魏主の營を去ること百里に過ぎず、魏主は軽く數千人を將いて夜鐘離に還り、屍（なは尸）を拊でて而して哭し、旦に達するまで、聲涙は絶たず。壬戌（23日）、諸軍に敕して江に臨む之行を罷め、晉の齊の獻王の故事に依りて誕を葬る。誕と帝とは同年にして、幼きより硯席を同じくし、帝の妹の樂安長公主に尚す。學術無きと雖も、而して資性は淳篤、故に特に寵有り。丁卯（28日）、魏主は遣使して江に臨み、上の罪惡を數える。（馮誕 467-495 年北魏の孝文帝寵臣。字思政。本貫長樂郡信都県。馮熙と博陵長公主の間の子、叔母の文明太后）

●**「魏主は邵陽に築城、攻防戦、高閭の撤退の進言」**魏は久しく鐘離を攻めて克たず、士卒は多く死す。

三月，戊寅（9日）、魏主は邵陽（鐘離の北の淮水の中）に如き、洲上に築城し、水路を柵斷し、二城を夾築（淮水の南北岸に築城して援兵を斷つ）す。蕭坦之は軍主の裴叔業を遣わして二城を攻めしめ、之を抜く。魏主は築城して戍を淮南に置き、以て新附之民を撫でんと欲す。相州刺史の高閭に璽書を賜わり、具に其の狀を論じる。閭は上表して、以て為す、

「《兵法（孫子）》に、『十なるは則ち之を圍み、五は則ち之を攻む。』（続による、何？）者國家は止だ降（なに續による、隆×）りを受ける之計を為し（曹虎の降りを受けんと欲す）、兵を發して多からず、東西は遼闊（りようかつ）にして、以て功を成すは難し。今又た淮南に戍を置き、新附を招き撫でんと欲す。昔世祖は山を回り海を倒す之威を以て、歩騎は數十萬、南に瓜歩に臨む。諸郡は盡く降り、而して盱眙（125 卷宋の文帝元嘉二十七年）は小城なるも、之を攻めて克たず。師を班す之日、兵は一城をも戍らず、土は一塵（ちり）も辟かず。夫れ豈に人無きや？大鎮（宋の時淮上には壽陽・廣陵を大鎮となす）未だ平がざれば、小さきを守る可からずと以て為すが故也。夫れ水を壅く者は先ず其の原（みなもと）を塞ぎ、木を伐る者は先ず其の本を斷つ。本原は尚ほ在りて而して其の末流を攻めるは、(8-211p) 終に益無き也。壽陽、盱眙、淮陰（皆河川津の要衝）は、淮南之本原也。三鎮は其の一にも克たざるに、留まり而して孤城を守り、其の自らを全くす能わざるは明らかなり矣。敵之大鎮は其の外に逼り、長淮は其の内を隔てる。少さく兵を置けば則ち以て自ら固めるに足らず、多く兵を置けば則ち糧運は通じ難し。大軍は既に還れば、士心は孤怯なり。夏水是盛んに漲（みなぎ）り、救援は甚だ難し。新を以て舊を撃つ（屯戍は既に久しく、魏帥は老いる。齊は生兵でこれを伐つ）は、勞を以て逸を御（はに續は禦）がん（魏は孤軍で孤城を守り防禦に勞する。齊には余力あり）、若し果たして此くの如くならば、必ず敵の擒と為り、忠勇奮發すと雖も、終に何の益ある哉！且つ土を安んじ本を戀いるは、人之常情なり。昔彭城之役（宋の明帝泰始二年、魏は彭城を得て、高帝建元に至り、淮北の民はなお南に帰属を願う）は、既に大鎮に克ち、城戍は已に定まるに、而も服せずして叛を思う者は猶ほ逾々數萬。角城は蕞爾（さいじ）（非常に小さい）なりて、處りて淮北に在り、淮陽を去ること十八里。五固之役（135 卷高帝建元三年）は、攻圍するに時を歴る、卒に克つ能わず。今を以て昔に准（なに續は準）じるに、事は兼ねて數倍。天の時は尚ほ熱く（なに續に熱に向かうに作るべし）、雨水は方に降り、願わくは陛下は世祖之成規を踵（つづ）ぎ、輶（ながえ）（長い馬車の柄）を旋らして旆（めく）（旗）を返し、洛邑を經營し、力を蓄えて鬬（きざし）を觀て、徳を布きて化を行えば、中國既に和せば、遠人は自ら服せん矣。」

●**「尚書令の陸睿も撤退を進言」**尚書令の陸睿は上表して、以て為す、

「長江の浩蕩たるは、彼之巨きな防ぎなり。又た南土は昏霧（おほに續による、備×）し、暑氣は鬱蒸す。人を師いて夏を経れば、必ず多く疾病す。而して遷鼎（遷都）して草創に、庶事は甫（はじ）めて爾（しか）り。台省には政を論じる之館無く、府寺には治を聴く之所靡（な）し。百僚の居止は、事は行路に等しく、沉（なに續は沈）雨（長雨）炎陽、自ら（れいえき）癘疫を成さん。且つ兵徭の並（なに續は并）び擧げるは、聖王の難きとする所なり。今介冑之士は、外に寇仇（おのずか）（おのに續は讐）を攻めて、羸弱之夫は、内に土木を勤め、運給之費は、日々に千金を損ず。罷弊之兵を驅りて、堅

城之虜を討つ、將に何を以て勝ちを取る乎！陛下は去冬之舉では、正に武を江、漢を曜（武力を炫耀、輝かす）かせんと欲する耳。今春より夏に幾し、理は宜しく甲を釋くべし。願はくは早く洛邑に還り、根本をして深く固め使め、聖懷は内顧之憂い無く、兆民（万民）は斤（切）板之役（斧伐板築の役）を休め、然る後に將に命じて師を出せば、何ぞ服せざるを憂えんや！」

魏主は其の言を納れる。

■「魏軍撤退を張欣泰は見抜く」崔慧景は魏人の邵陽に城くを以て、之を患う。張欣泰は曰く、「彼は去るの志有り、築城する所以の者は、外に自ら大きく誇りて、我の其の後を躡まんを懼る耳。今若し之を説きて、兩つながら兵を罷るるを願うを以てせば、彼は聽かざる無からん矣。」

慧景は之に従い、欣泰をして城下に詣りて魏人に語らしめ、魏主は乃ち還る。淮を濟り、餘の五將は未だ濟らず、齊人は渚に據りて邀えて津路を斷つ。魏主は、

「能く渚中（渚は中渚）の兵を破る者を募り以て直閣將軍と為す」

と。軍主の代人の奚康生は應募し、筏を縛り柴を積み、風に因りて火を縦ち、齊の船艦を焼き、煙焰（煙による）に依りて直進し、刀を飛ばし斫を亂す、渚中の兵は遂に潰える。（8-212p）魏主は康生に直閣將軍を假す。

●「渡川の殿軍の楊播の奮戦」魏主は前將軍の楊播をして歩卒三千、騎五百を將して殿と為さしむ。時に春水は方に長じ、齊兵は大いに至り、戰艦は川を塞ぐ。播は南岸に於いて陳を結び以て之を御（統は禦）ぎ、諸軍は盡く濟る。齊兵は四集して播を圍み、播は圓陣を為りて以て之を御ぎ、身自ら搏戦し、殺す所甚だ衆なり。相い拒みて再び宿し、軍中は食盡き、圍む兵は愈々急なり。魏主は北岸に在りて之を望めども、水盛んに以て救う能わず、既に而して水は稍減り、播は精騎三百を引いて齊艦に歴て大呼して曰く、「我は今渡らんと欲す、能く戦う者は來たれ！」

遂に衆を擁して而して濟る。播は、椿（137 卷武帝永明八年に見える）之兄也。

■「洲上の窮兵を追わず、恩賞無し」魏軍は既に退き、邵陽の洲上の餘兵は萬人、馬五百匹を輸りて、道を假りて以て歸るを求める。崔慧景は路を斷つて之を攻めんと欲し、張欣泰は曰く、

「歸師は遏むる勿かれ（兵法にあり）、古人は之を畏れ、兵の死地に在るは、輕んず可からざる也。今之に勝つとも武と為すに足らず、勝たざれば徒らに前功を喪わん。之を許すに如かず。」

慧景は之に従う。蕭坦之は還り、上に於いて言つて曰く、

「邵陽の洲は賊の死すこと萬人有り、慧景、欣泰は縦ちて而して取らず。」

是に由りて皆な賞を加えず。甲申（15日）、嚴を解く。初め、上は魏主の江に馬を飲まさんと欲するを聞き、懼れ、廣陵太守の行南兗州事の蕭穎胄（太祖の從弟の赤斧の子）に敕して居民を移して入城せしむ。民は驚き恐れ、席捲して南に渡らんと欲す。穎胄は魏寇の尚ほ遠きを以て、即ち施行せず。魏兵は竟に至らず。穎胄は、太祖之從子也。

■上は尚書右僕射の沈文季（此の年正月、豫州の壽陽に派遣）を遣わして豐城公の遙昌を助けて壽陽を守らしむ。

文季は入城し、遊兵を止めて出るを聽さず、城門を洞開し、嚴かに守備を加える。魏兵は尋ぎて退く。

●「使者の盧昶は黜して民と為す」魏之入寇する也、盧昶等（魏の使い、海陵王即位にて來訪）は猶ほ建康に在り、齊人は之を恨み、飼う（馬牛を以て之を待つ）に蒸豆を以てす。昶は怖懼し、之を食し、涙汗して交々横たわる。謁者（取り次ぎ役）の張思寧は辭氣は屈せず、館の下に死す。還るに及び、魏主は昶に讓めて曰く、「人は誰か死なざらん、何の自ら牛馬に同じくし、身を屈して國を辱しめるに至るや！縦い遠く蘇武（匈

奴に拘束され十九年屈せず)に慚じずとも、獨り近く思寧に愧じざらん乎！」

乃ち黜して民と為す。

●戊子（19日）、魏の太師の京兆武公の馮熙は平城に卒す。

●【馮熙の葬儀】乙未（26日）、魏主は下邳に如く。夏，四月，庚子（2日）、彭城に如く。辛丑（3日）、馮熙の為に哀を擧ぐ。太傅、録尚書事の平陽公の丕は南遷を楽しまず、陸睿と與に表して、魏主に還りて熙の葬に臨まんことを請う。帝は曰く、

「開關以來、安んぞ天子の遠く舅の喪に奔る者有らん乎！今始めて洛邑を経て、豈に宜しく妄（<sup>みだ</sup>妄×）りに相い誘引して、君を不義に陷（<sup>おと</sup>す）べけんや！令、僕（平城留臺）以下は、法官（御史）に付して之を貶める可し。」仍って詔して熙及び博陵長公主之柩を迎え、南して洛陽に葬らしむ、(8-213p)禮は晉安の平獻王の故事（晉安の平王孚の葬は79卷武帝泰始八年に見える。魏の頤を葬るやその禮は誕よりも加える）の如し。

## 【關中における齊と魏の衝突】

●【魏の梁州刺史の拓跋英の漢中攻略作戰】魏主之鐘離に在る也、仇池の鎮都大將、梁州刺史（仇池に治す）の拓跋英は州兵を以て劉藻に會して漢中を撃たんと請い、魏主は之を許す。梁州刺史（南鄭に治す）の蕭懿は部將の尹紹祖、梁季群等を遣わして兵二萬を將し、險に據り、五柵（齊書によれば角弩谷・白馬。沮水に抛る五柵）を立てて以て之を拒ましむ。英は曰く、

「彼の帥（<sup>すい</sup>）は賤しく、相い統壹莫し。我は精卒を選びて並（<sup>続</sup>は并）せて一營を攻めれば、彼は必ず相い救わず。若し一營に克てば、四營は皆な走らん矣。」

乃ち兵を引いて急に一營を攻め、之を抜き、四營は俱に潰え、梁季群を生きて擒にし、斬は三千餘級、俘は七百餘人、勝ちに乗りて長驅し、進みて南鄭に逼る。懿は又た其の將の姜修を遣わして英を撃たしめ、英は掩撃し、盡く之を獲る。將に還らんとし、懿の別軍は繼いで至る。將士は皆な已に疲れ、其の至るを意（<sup>おも</sup>）わず、大いに懼れ、走らんと欲す。英は故に轡（<sup>たすな</sup>）を緩めて徐行し、神色は自若とし、高きに登りて敵を望み、東西に指麾（<sup>し</sup>）し、狀は處分するが若し、然る後に整列して而して前（<sup>すす</sup>）む。懿軍は伏兵有るを疑い、遷延して引いて退き、英は追撃して、之を破り、遂に南鄭を圍む。將士に禁じて侵暴するを得る毋（<sup>な</sup>）からしめ、遠近は悦んで附き、争いて租運を供す。

●【拓跋英の巧みな退却戰】懿は城（<sup>よ</sup>）に嬰りて自ら守り、軍主の范粲先は三千餘人を將して外に在り、還りて南鄭を救う。英は掩撃し、盡く之を獲る。城を圍むこと數十日、城中は恟懼す。録事參軍の新野の庾域は空倉數十を封題（封印）し、將士に指示して曰く、

「此の中粟は皆な滿ち、二年を支えるに足る、但だ努力して堅（<sup>続</sup>は固）守すべし！」

衆心は乃ち安（<sup>たまたま</sup>）ず。魏主は英を召して還らしめ、英は老弱を先行せ使め、自ら精兵を將（<sup>ひき</sup>）いて後拒（殿軍）と為し、遣使して懿と別れを告げる。懿は以て詐りと為し、英の去ること一日、猶ほ開門せず。二日にして、乃ち將を遣わしてに之を追わしむ。英は士卒と下馬して交戦し、懿の兵は敢えて逼らず、四日四夜行きて、懿の兵は乃ち返す。英は斜谷に入り、天の大雨に會い、士卒は竹を截（<sup>き</sup>）（断ち切る）りて米を貯め、炬火を馬上に執って之を炊く。

●是より先、懿は人を遣わして仇池の諸氏を誘い説き、兵を起こして英の運道及び歸路を斷た使む。英は兵を勒して奮撃し、且つ戦（<sup>すす</sup>）い且つ前（<sup>あ</sup>）み、矢は英の頬（<sup>あ</sup>）に中（<sup>つ</sup>）り、卒に軍を全（<sup>ま</sup>）うして仇池に還り、叛氏を討ち、之を平らげる。英は、楨（138卷武帝永明十一年に見える）之子。懿は、衍之兄也。

●【李冲は漢中占領軍追加派遣の停止を進言】英之南鄭を攻める也、魏主は雍（長安に治す）、涇（臨涇城に治

す、甘肅省涇原道鎮源県、現・慶陽市鎮源県）、岐（雍城鎮に治す、陝西省關中道鳳翔県、現・宝鸡市鳳翔県）三州に詔して兵六千人を發して南鄭に戍せしめ、城に克つを俟ちて則ち之を遣わさんとす。侍中兼左僕射の李冲は表して諫めて曰く、

「秦川（魏書李冲傳は秦州）は險厄、地は羌、夷に接す。西師が出でてより後、餉援は連續し、加えるに氏、胡は叛逆し、所在奔命し、糧を運び甲を擐（纏う）くは、茲に迄（至）るまで未だ已まず。（8-214p）今復た豫め戍卒を差（つか）わし、山外（漢中は關中の山の外にある）に懸擬し、優復を加えると雖も、猶ほ驚駭を恐れる。脱し終に攻めて克たざれば、徒らに民情を動かし、胡を連らねて夷に結び、事或いは測り難し。輒ち旨を密かに刺史に下すに依りて、軍の鄭城（南鄭）に克つを待ち、然る後に差し遣わすべし。臣の愚見の如く、猶ほ未だ足らずを謂う。何の者や？西道は險厄にして、單徑（襁斜道）は千里、今深く絶界之外に戍して、孤り群賊之中に據らんと欲し、敵は攻めるとも猝に援く可からず、食盡きて糧を運ぶ可からず。古人に言有り、『鞭之長きと雖も、馬腹に及ばず』と。南鄭の国に於いて、實に馬腹と為すべき也。且つ魏境の掩う所、九州（書經の一篇の地理書の「禹貢」の九州を指して言を為す）にして八に過ぎる。民人の臣とする所は、十分の而して九。未だ民たらざる所の者は、唯だ（続、之×）漠北（柔然）と江外（齊）耳。之を羈（手綱）するは近くに在り、豈に今日汲汲とする也！宜しく疆宇（領土）既に廣く、糧食既に足るを待ちて、然る後に邦を置き將を樹て、吞併之舉を為すべし。今鐘離、壽陽は、密邇すれども未だ拔かず。赭城（赭陽城）、新野は、跬歩（牛歩）なれども降らず。東道（李冲は淮漢の地を言う）は既に未だ近力を以て守る可からず、西藩（南鄭）は寧んぞ遠兵を以て固める可けんや！若し果たして置かんと欲する者ならば、臣は終に以て敵に資するを恐れる也。又た、都を土中（洛陽）に建て、地は寇壤に接して、方に須く大いに死士を収（続、將？）め、江會（江南の都会の建康）を平蕩（平定）すべし、若し輕々しく單寡を遣わして、棄てて陷沒せしめば、恐らくは後舉之日、衆は留守を以て懼れを致し、其の死の效を求むとも、未だ獲可きこと易からず。此く推して而して論じれば、戍せざるを上と為す。」

魏主は之に従う。

### 【魏主の体制固め着々】

●【魏主は孔子を祀る】癸丑（15日）、魏主は小沛に如く。己未（21日）、瑕丘に如く。庚申（22日）、魯城に如き、親ら孔子を祠る。辛酉（23日）、孔氏四人、顔氏二人を官に拜して仍（続、作×）ほ諸孔の宗子（太宗の子）の一人を選びて崇聖侯に封じ、孔子の祀りを奉ぜしむ、兗州に命じて孔子の墓を修めしめ、更に碑銘を建てる。

●【魏主は船運の重要さを説く】戊辰（30日）、魏主は碣磔に如き、謁者の僕射の成淹に命じて舟楫を具えしめ、泗（水）より（黄）河に入り、流れを溯りて洛に還らんと欲す。淹は諫めて、以て為す、「河の流れは悍猛にして、萬乗の宜しく乗る所に非らず。」

帝は曰く、

「我は平城が漕運之路無きを以て、故に京邑の民は貧しとす。今洛陽に遷都し、四方之運を通じんと欲す、而るに民は猶ほ河流之險を憚る。故に朕の此の行有り、百姓之心を拓く所以也。」

●■【魏の鸞は赭陽を攻める、李佐一人奮戦】魏の城陽王の鸞等は赭陽を攻め、諸將は相い統壹せず、圍守すること百餘日、諸將は甲を案じて戦わず、之を疲らせんと欲す。李佐は獨り晝夜攻撃し、士卒の死者は甚だ衆きにして、帝は太子の右衛率の垣歷生を遣わして之を救わしむ。諸將は衆寡の敵せずを以て、退かんと欲し、佐は獨り騎二千を帥いて逆え戦いて而して敗れる。（8-215p）盧淵等は引いて去り、歷生は



追撃し、大いに之を破る。歴生は、榮祖（宋の泰始に活躍）之従弟也。南陽太守の房伯玉等は又た薛真度を沙場にて敗る。

●【鸞等、薛真度の賞罰】鸞等は魏主に瑕丘にて見える。魏主は之を責めて曰く、

「卿等は威靈を沮辱し、罪は大辟に當たる。朕は新たに洛邑に遷るを以て、特に寛典に従う。」

五月、己巳（1日）、鸞を降し封じて定襄縣王と為し、戸五百を削る。盧淵、李佐、韋珍は皆な官爵を削りて民と為し、佐は仍つて瀛州（太和十一年定州の河間・高陽、冀州の章武・浮陽を分けて置く。趙都軍城に治す。直隸省津海道河間県、現・河北省沧州市河間県）に従す。薛真度が其の從兄の安都と與に徐方之功（澎城を以て魏に降る）を開く有るを以て、其の爵及び荊州刺史の存するを聽し、餘は皆な削奪して、曰く、

「進みて功を明らかにするに足り、退きて罪を彰わすに足る矣。」

●【魏の廣川剛王の諧の葬礼】魏の廣川剛王の諧は卒す。諧は、略之子也。魏主は曰く、

「古の者は、大臣之喪には三臨（皇帝の臨席）之禮有り。魏、晉以來、王公之喪は、東堂に於いて哭す。今より諸王之喪は、期親（一年の喪の親）には三臨す。大功（九ヶ月の服）には再臨。小功（三ヶ月の服）、緦（喪服の荒い麻糸）麻には一臨。東堂之哭を罷めん。廣川王（135 卷高帝建元二年、顯祖の弟）の朕に於けるは、大功也。」將に大斂せんとし、素服、深衣にて往きて之を哭す。

●甲戌（6日）、魏主は滑台に如く。丙子（8日）、石濟に於いて捨（續は舍）る。庚辰（12日）、太子は出でて平桃城（山東省濟寧道荷澤県、現・荷沢市牡丹区）に迎える。

●【趙郡王の幹に杖百】趙郡王の幹（元幹 469 年・499 年、獻文帝と韓貴人の子）は洛陽に在り、貪淫にして不法なり、御史中尉の李彪は私に之を戒め、且つ曰く、

「殿下は倭めざれば、敢えて以て聞せずんばあらず。」

幹は悠然（平氣）として以て意と為さず。彪は表して之を彈（弾劾）ず。魏主は幹に詔して北海王の詳と俱に太子に従いて行在に詣らしむ。既に至り、詳を見て而るに幹を見ず、陰に左右をして其の意色を察せしめ、憂悔無きを知り、乃ち親ら其の罪を數（罪を数え上げるかせ責めるとなる）め、之を杖つこと一百、免官して第に還らしむ。

●癸未（15日）、魏主は洛陽に還り、太廟に告げる。甲申（16日）、冗（余）官之祿を減じて以て軍國之用を助ける。乙酉（17日）、飲至（歸り至るを廟に告げて飲酒する）之禮を行い。賞（南伐の恩賞）を班けて差有り。

●【魏主は北の風俗轉換を図る】甲午（26日）、魏の太子は廟に於いて冠（記冠義に曰く、古は冠を重んず。廟に行いて自ら卑しくして先祖を尊ぶ）す。魏主は北の俗を變えんと欲し、群臣を引見し、謂つて曰く、

「卿等は朕が遠く商、周を追わんと欲するか、為たまた漢、晉に及ばざらんことを欲する邪？」咸陽王の禧は對えて曰く、

「群臣は陛下が前王に度越せんことを願う耳。」

帝は曰く、

「然らば則ち當に風を變え俗を易うべきか、(8-216p) 當に因循して故を守るべき邪？」

對えて曰く、

「願はくは聖政は日々に新たにすべし。」

帝は曰く、

「為たまた一身に於いて止まるや、為たまた之を子孫に傳えんと欲す邪？」

對えて曰く、

「願はくは之を百世に傳えん！」

帝は曰く、

「然らば則ち必ず當に改作すべし、卿等は違<sup>たが</sup>うを得ざる也。」

對えて曰く、

「上は令して下は従う、其の誰か敢えて違えん！」

帝は曰く、

「夫れ『名は正しからず、言に順<sup>したが</sup>わざれば、則ち禮樂は興こる可からず。』(論語子路篇の孔子の言)、今は諸々の北語を斷ち、一に正音(華音)に従わんと欲す。其の年の三十已上は、習性は已に久しく、猝<sup>にわか</sup>に革<sup>あらた</sup>める可からざる容<sup>べ</sup>(容認)し。三十已下は、見<sup>げん</sup>に朝廷に在る之人は、語音は舊<sup>よ</sup>に仍<sup>ゆる</sup>るを聽さず。若し故<sup>ことさ</sup>(故意)らに為す有れば、當に降黜を加えるべし。各々宜しく深く戒むべし！王公卿士は以て然ると為すや不<sup>いな</sup>や？」

對えて曰く、

「實に聖旨の如し。」

帝は曰く、

「朕は嘗て李冲と此れを論ず。冲は曰く、『四方之語は、竟<sup>ついに</sup>に誰か是なるを知らん(四方みな言語は違<sup>ぜ</sup>う)。帝なる者は之を言わば、即ち正と為らん矣』。冲之の此の言は、其の罪は死に當たる！」

因りて冲を顧みて曰く、

「卿は社稷<sup>そむ</sup>に負けり、當に御史をして牽いて下さ令むべし！」

冲は冠<sup>かん</sup>を免ぎ頓首して謝す。又た留守之官を責めて曰く、

「昨は女の猶ほ夾領小袖の服すを望見す、卿等は何為れぞ前詔を遵ぜずや！」

皆な謝罪す。帝は曰く、

「朕が言うは是に非らずば、卿等は當に庭爭<sup>いかん</sup>すべし。如何ぞ入りては則ち旨に順じ、退きては則ち従わず乎！」

六月、己亥(2日)、下詔す、

「北俗之語を朝廷に於いて為すを得ず。違える者は居所の官を免ずる！」

●癸卯(6日)、魏主は太子をして平城に如か使めて太師の熙之喪に赴かしむ。

●癸丑(16日)、魏は詔して遺書を求め、秘閣(朝廷の書庫)の無き所にして、時に用に益有る者は、加えるに優賞を以てす。

●〔夫婦の葬礼に関する規定〕 魏の有司は奏す、

「廣川王妃の代都に於ける葬は、未だ新尊を以て舊卑(夫は尊く婦は卑し。廣川王は後に死んだので新尊、妃は先に死んだので舊卑とす)に従<sup>つまびら</sup>うを審<sup>しん</sup>かにせず、舊卑を以て新尊に就くや？」

魏主は曰く、

「代人の洛に遷<sup>うつ</sup>る者は、宜しく悉く邙山(洛陽北の北邙山)に葬すべし。其の先に夫が代に於いて死する者有れば、妻の還りて葬<sup>ゆる</sup>るを聽す。夫の洛に死する者は、代に還りて妻に就くを得ず。其餘州之人は、自ら便<sup>ゆる</sup>に従うを聽す。」

丙辰(19日)、詔す、

「洛に遷る之民は死しては、河南に葬り、北に還るを得ず。」



是に於いて代人の南（続は洛）に遷る者は悉く河南の洛陽人と為す。

●戊午（21日），魏は改めて長尺、大門（続は斗）を用い、其の法は《漢志》に依り之を為る。（Wikipedia 長尺大斗=漢書律歴志に、劉歆、字は子駿は度量衡の専門家。黄鐘秬黍説が中国の度量衡を規定。長さの単位は秬黍（くろきび）の一粒の幅の長さを一分、九十分は黄鐘の音律を出す管の長さ九寸。容量の単位は秬黍が1200粒入る黄鐘の管の容積810立方分を一龠。重さの単位は、一龠に入る秬黍1,200粒の重さを12銖。新で度量衡改正時に配られた枘形の標準器「嘉量」はこの理論を实践、清朝滅亡時まで朝廷内で保存。）

## 【さらに六王誅殺】

■ 「蕭詡らと六王の誅殺」 上之鬱林王を廢する也（前卷四年），蕭詡しやくじんを許して揚州を以てす。既に而して領軍將軍、南徐州刺史に除す。詡いかは恚りて曰く、

「見に飯を炊かしぎ、推して以て人に與える。」

詡たのは功を恃み、頗る朝政に干（関）預し、選用せんと欲する所は、輒ち尚書に命じて、（8-217p）為に申論せ使む。上は聞きて而して之を忌み、蕭誕、蕭誅が方に兵を將いて魏を拒ふせぐを以て、隱忍して發せず。壬戌（25日），上は華林園に遊び、詡及び尚書令の王晏等と數人で宴し、歡を盡くす。坐は罷み、詡を留めて晩く出でしめ、華林閣に至り、仗身（親衛）は執とらえて還りて省に入（続は無し）る。上は左右の莫智明を遣わして⑭詡を數めて曰わしむ、

「隆昌之際は、卿に非らざれば今日有る無し。今一門は二州（蕭詡は南徐州、蕭誕は司州）あり、兄弟は三封（蕭詡は衡陽郡公、蕭誅は西昌公、蕭誕は安復公）せられ、朝廷は相い報らせること、正（続、止x）に此くを極とする可し。卿は恆に怨望いだを懷き、乃ち雲（続は云）いて、飯を炊ぎて已に熟し、甗こしきを合わせて人に與える邪！今卿に死を賜わらん！」

遂に之れ、並びに其の弟の⑮誅を殺す。黃門郎の蕭衍を以て司州別駕と為し、往きて⑯誕を執とらえて、之を殺さしむ。詡は術數を好み、吳興の沈文猷は常に之に語って曰く、

「君は相は高帝に減ぜず。」

詡は死し、文猷も亦た伏して誅す。詡の死する之日、上は又た西陽王の⑰子明、南海王の⑱子罕、邵陵王の⑲子貞を殺す。（三王は武帝の子、合計王族の男子18人を殺すと）乙丑（28日），右衛將軍の蕭坦之を以て領軍將軍と為す。

●魏の高閭（相州刺史にて鄴に治す）は上言して、

「鄴城の密皇后（世宗の母杜皇后は鄴の人）の廟は頽圯たいひ（墮落、敗壞）し、更に葺治せんを請う。若し已に太廟に配饗すと謂えば、即ち宜しく罷毀すべし。」

詔して之を罷む。

■ 「楊馥之を北秦州刺史、仇池公」 魏の拓跋英之漢中を寇する也、沮水の氏の楊馥之は齊の為に武興の氏の楊集始を撃ち、之を破る。（沮水=源は秦嶺山脈南麓の陝西省留壩県と鳳県の境界の紫柏山（2610m）、西南して沔県、略陽県、南流して白河。東南に漢水に合流。漢中盆地、全長130km。）秋，七月，辛卯（24日），馥之を以て北秦州刺史、仇池公と為す。

●八月，乙巳（9日），魏は武勇之士十五萬人を選んで羽林、虎賁と為し以て宿衛あに充てる。

●魏の金墉宮は成り、國子、太學、四門、小學を洛陽に立てる。

● 「魏の高祖人柄、北魏中興の祖」 魏の高祖は華林園（魏の武帝立つ）に遊び、故の景陽山（魏の武帝立つ）を

観る、黄門侍郎の郭祚は曰く、

「山水なる者は、仁智之楽しむ所、宜しく復<sup>みなた</sup>び之を修すべし。」（孔子曰く、仁者は山を楽しみ、智者は水を楽しむ）  
帝は曰く、

「魏の明帝は奢を以て之を前に失う、朕は豈に之を後に襲ぐ可けん乎！」

帝は好みて讀書し、手に卷を釋<sup>す</sup>てず、輿に在り、鞍に據りても、道を講じるを忘れず。善く文を屬し、多く馬上に於いて口占し、既に成れば、一字を更めず。太和十年より以後、詔策は皆な自ら之を爲る。賢を好み善を楽しみ、情は飢渴の如く、輿に游接する所は、常に寄するに布素（布衣雅素）之意を以てし、李冲、李彪、高閭、王肅、郭祚、宋弁、劉芳、崔光、邢巒<sup>けいらん</sup>之徒の如く、皆な文雅を以て親しくせ見れ、貴顯にして事を用いる。禮を制し樂を作り、郁<sup>（続は鬱）</sup>然として観る可く、太平之風有り焉。

■ 〔帝は直閣將軍として薛聰を重用、〕 治書侍御史の薛聰は、辨<sup>（124 卷宋の文帝元嘉 21 年にあり）</sup>之曾孫也、彈劾するに強<sup>（続は彊）</sup>禦を避けず、(8-218p) 帝が或いは寛貸<sup>（寛容饒恕）</sup>せんと欲する者あれば、聰は輒ち之を争う。帝は毎に曰く、

「朕は薛聰を見るに、憚らざる能わず、何ぞ況んや諸人を也！」

是れより貴戚（貴族）は手を斂<sup>おさ</sup>める。直閣將軍、兼給事黄門侍郎、散騎常侍を累遷し、帝は外には徳器を以て之を遇し、内には心膂<sup>（背骨）</sup>を以て寄と為し、親衛の禁兵は、悉く聰が管領し、故に太和之世を終るまで、恆に直閣將軍を帶びる。群臣は朝を罷<sup>や</sup>むる之後、聰は帷幄<sup>（いあく）</sup>に陪侍し、言は晝夜を兼ね、時政の得失は、動もすれば輒ち匡諫<sup>（やや）</sup>し、事は多く聽允せらる。而して重厚沉密にして、外は其の際を窺<sup>うかが</sup>うもの莫し。帝は進めるに名位を以てせんと欲し、輒ち苦讓<sup>（固辞）</sup>して受けず。帝も亦た雅<sup>（もと）</sup>より相い體悉<sup>（人となりを熟知）</sup>し、之に謂って曰く、

「卿は天爵自ら高く、固より人爵之能く榮える所に非らざる也。」（孟子曰く、公卿大夫は人爵なり。仁義忠信は天爵なり）

● 〔魏の六宮文武遷都〕 九月，庚午（4日），魏の六宮（后妃夫人嬪御）、文武（百官）は悉く洛陽に遷<sup>（続、還×）</sup>る。

● 〔魏主は高閭を降格して故郷に錦を飾らせる〕 丙戌（19日），魏主は鄴に如き、屢々相州刺史の高閭之館（刺史の官舎）に至り、其の治效を美とし、賞賜して甚だ厚し。閭は數々本州を請い、詔して曰く、

「閭は懸車（致仕退隱の意、漢の薛廣徳は致仕して安車を懸けて子孫に示す）之年を以て、方に衣錦（故郷に錦を飾る。古語に、富貴にして故郷に帰せずんば錦を衣て夜行くが如し）を求め、進むを知りて退くを忘れ、謙徳<sup>（けが）</sup>の塵す有り。號を平北將軍に降す可し。朝之老成は、宜しく情願を遂ぐべし、徙して幽州刺史（高閭は幽州の漁陽雍奴の人）を授く」存勸（請う所に従い善を勤め恩を示し、號を降し以て法も存す）をして兩つながら修まり令め、恩法をして並<sup>（続は並）</sup>びて擧がら令む。

高陽王の雍を以て相州刺史と為し、之を戒めて曰く、

「牧と作るは亦た易く亦た難し、『其の身は正しければ、令せず而して行わる。』易き所以なり。『其の身正しからざれば、令と雖も従わず、』難き所以なり。」（論語子路篇の孔子の言葉）

■ 〔齊の皇帝は自分の子を大移動〕 己丑（23日），南平王の寶攸を徙して郡陵王と為し、蜀郡王の子文を西陽王と為し、廣漢王の子峻を衡陽王と為し、臨海王の昭季を巴陵王と為し、永嘉王の昭粲を桂陽王と為す。

● 乙未（29日），魏主は鄴より還る。冬，十月，丙辰（21日），洛陽に至る。

●壬戌（27日）、魏は諸州に詔す、

「牧（続は無し）は屬官を精品して、其の得失を考して三等と為して以て聞せしむべし。」

又た詔す、

「徐、兗、光、南青、荊、洛の六州は、嚴かに戎備を纂し、應に赴集を須<sup>こ</sup>つべし。」

十一月、丁卯（2日）、詔して世宗の東田を罷め、興光樓（文惠太子の建立）を毀す。（8-219p）

■己卯（己巳?、4日?）、太子の妃の褚氏を納れて、大赦す。妃は、澄（133 卷宋の蒼梧王元徽二年）之女也。

●〔魏は園丘の禮を議す〕 庚午（5日）、魏主は委粟山に如き、園丘を定める。己卯（14日）、帝は諸儒を引いて園丘の禮を議す。秘書令の李彪は建言す、

「魯人は將に上帝に事有らんとするや、必ず先ず泮宮（郊学）に事有り。請う前一日は廟に告げん。」

之に従う。甲申（19日）、魏主は園丘を祀る。丙戌（21日）、大赦す。

●〔於烈は直士之風有り〕 十二月、乙未（1日）朔、魏主は群臣を光極堂に見、品令（九品の令）を宣下し、大選（大いに人材選抜）之始めと為す。光祿勳の於（続は于）烈の子の登は例を引いて官を遷さんことを求め、烈は上表して曰く、

「方今は聖明之理、朝（続は朝理）は應に廉讓すべし、而るに臣の子の登は人を引いて（他人の例を引く）進むを求む。是くは臣は素より教訓無きなり、黜落行わんことを乞う！」

魏主は曰く、

「此れは乃ち有識之言なり、謂わざるは烈が能く此を辨ずるを！」

乃ち登を引見し、謂って曰く、

「朕は將に天下を流化せんとす、卿の父に謙遜之美、直士之風有るを以て、故に卿を進めて太子の翊軍校尉と為す。」

又た烈に散騎常侍を加え、聊城の縣子に封ず。

●〔君主としての人材登用と諫言の受け入れ決意〕 魏主は群臣に謂って曰く、

「國家は從來一事の歎ず可き有り。臣下は背て是の得失を公言する莫き也。夫れ人君は諫めるを納れる能わざるを患い、人臣は忠を盡くす能わざるを患う。今より朕は一人を擧げるに、如し可からざる有れば、卿等は其の失を直言すべし。若し才能有りて而して朕の識らざる所は、卿等は亦た當に之を擧げるべし。是くの如く、人を得る者は賞有り、言わざる者は罪有り、卿等は當に之を知るべし。」

■丁酉（3日）、詔して晉帝の諸陵（江南にあるもののみ）を修め、守衛を増置す。

●甲子（30日）、魏主は群臣を光極堂にて引見し、冠服（以て胡服を変えさせる）を頒賜す。

●〔魏は始めて五銖を鑄す〕 是より先、魏人は未だ嘗て錢を用いず、魏主は始めて命じて太和五銖を鑄せしむ。是の歲、鼓鑄（金属の溶融）は粗<sup>ほ</sup>ぼ備わり、詔して公私に之を用いしむ。

●魏は光城の蠻帥の田益光（北史に由れば、益宗に作るべし）を以て南司州刺史と為し、統べる所の守宰は、其の銓置を聽<sup>ゆる</sup>す。後に更に新蔡（北史、新息に作るべし）に於いて東豫州を立て、益光を以て刺史と為す。

■氐王の楊旻<sup>ようけい</sup>は卒す。

## 高宗明皇帝中 建武三年（丙子、496年）

■春、正月、丁卯（3日）、楊旻の子の崇祖を以て沙州刺史と為し、陰平王に封じる。

【魏の土徳と改姓】

● **「魏の諸氏の改姓」** 魏主は下詔し、以て為す、

「北人は土を謂<sup>と</sup>て拓と為し、后を跋と為す。魏之先は黃帝より出でて、土徳を以て王とし、故に拓跋氏と為す。夫れ土なる者は、黃中（統、土の色は黄色で五行の中に位置）之色、萬物之元也。宜しく姓を元氏に改めるべし。諸々の功臣舊族の代より來たる者は、姓は或いは重複するは、皆な之を改めるべし。」

是に於いて始めて（8-220p）拔拔氏を改めて長孫氏と為す、達奚氏は奚氏と為し、乙旃氏は叔孫氏と為し、丘穆陵氏は穆氏と為し、步六孤氏は陸氏と為し、賀賴氏は賀氏と為し、獨孤氏は劉氏と為し、賀樓氏は樓氏と為し、勿忸于氏は于氏と為し、尉遲氏は尉氏と為す。其の餘の改むる所は、勝<sup>あ</sup>げて紀す可からず。

● **「魏の門族の処遇」** 魏主は雅より門族を重しとし、范陽の盧敏、清河の崔宗伯、滎陽の鄭羲、太原の王瓊の四姓は、衣冠の推す所となるを以て、鹹な其の女を納れて以て後宮に充てる。隴西の李冲は才識を以て任ぜ見れ、朝に當たりて貴重にして、結ぶ所の婚姻（統は姻〔女連〕、親戚）は、清望に非らざる莫し。帝は亦た其の女を以て夫人と為す。詔して黃門郎、司徒左長史の宋弁に諸州士族を定めしめ、升降する所多し。又た詔して以わく、

「代人は先に姓族無く、功賢之胤と雖も、寒賤に異なる無し。故に宦（統、官×）達する者の位は公卿を極め、其の功、衰（小功大功より以上齊衰に至るまで）の親は仍ほ猥任（卑しき官）に居る。其の穆、陸、賀、劉、樓、於、嵇（奚に作るべし）、尉の八姓、太祖より已降<sup>いこう</sup>、勳は當世に著われ、位は王公を盡くし、灼然として知る可き者は、且<sup>まさ</sup>に司州、吏部に下し、猥宮に充つる勿きこと、一に四姓（盧・崔・鄭・王）に同じくせんとす。此れより以外は、應に士流に班するべき者は、尋ぎて續きて別に敕すべし。其の舊<sup>もと</sup>は部落の大人と為り、而して皇始已來は三世の官給事已上に在り、及び品は王公に登る者は姓と為さん。若し本から大人に非らざれども、而<sup>しか</sup>も皇始已來の三世の官は尚書已上に在り、及び品は王公に登る者は亦た姓と為さん。其の大人之後に而して官は顯ならざる者（統により追加）は亦た族と為さん。若し本大人に非らざれども而して官の顯なる者は説（統は亦）いて族と為さん。凡そ此の姓族は、皆な應に審核（統は審覈、審査）すべし、偽冒を容れる勿かれ。」

司空の穆亮、尚書の陸琇等をして詳しく定めしめ、務めて平允せ令む。琇は、馯（魏の孝文の内禪を受けるや、陸馯はこれを傳える）之子也。

● **「魏の舍人の婚姻政策」** 魏の舊制は、王國の舍人（諸王の妃嬪の舍、人はまさに妃嬪）は皆な應に八族及び清修之門に娶るべし。咸陽王の禧は隸戶（奴隸の家）に娶りて室（統、之×）と為し、帝は深く之を責め、因りて下詔して六弟の為に室を聘す、

「前者（統、都×）に納れる所は、妾媵<sup>しょうよう</sup>（正室の女性とともに、同族の姉妹や従妹が媵として付き従った）と為す可し。咸陽王の禧には、故の潁川太守の隴西の李輔の女を聘す可し。河南王の幹（既に太和十八年趙郡王に遷る）には、故の中散大夫の代郡の穆明樂の女を聘す可し。廣陵王の羽には、驃騎咨議參軍の滎陽の鄭平城の女を聘す可し。潁川王の雍（既に太和十八年高陽王に遷る）には、故の中書博士の范陽の盧神寶の女を聘す可し。始平王の勰には、廷尉卿の隴西の李冲の女を聘す可し。北海王の詳には、吏部郎中の滎陽の鄭懿の女を聘す可し。」

懿は、羲（宋泰始の初め、鄭羲は拓跋石に従って汝潁を平らぐ）之子也。

■ 時に趙郡の諸李（北人はこれを趙李という）は、人物は尤も多く、各々家風は盛んにして、故に世之高華を言う者は、五姓（盧・崔・鄭・王・李）を以て首と為す。

■ **「薛氏を郡姓に入れる」** 衆議して薛氏を以て河東<sup>ほうぞく</sup>の茂族と為す。帝は曰く、「薛氏は、蜀也、豈に郡姓に入れる可きや！」（8-221p）

直閣の**薛宗起**は戟を執りて殿下に在り、次（列次）を出でて對えて曰く、

「臣之先人は、漢末は蜀に仕え、二世にして復た河東に歸り、今六世は相い襲ぎ、蜀人に非らざる也。伏して以うに陛下は黃帝之胤にして、封を北土に受け、豈に亦た之を胡と謂う可き邪！今は郡姓に預らずんば、何ぞ生を以て為さん！」

乃ち戟を地に碎く。帝は徐に曰く、

「然らば則ち朕は甲、卿は乙なる乎？」

乃ち郡姓に入れ、仍って曰く、

「卿は『宗起』に非らず、乃ち『起宗』也！」

●**「魏の人材登用の制度議論」**帝は群臣と選調を論じて曰く、

「近世は高卑の出身は、各々常分有り。此くは果たして如何や？」

李冲は對えて曰く、

「未だ審かにせず、上古已來、官を張り位を列するは、膏粱（脂の乗ったおいしい肉と飯、財産家、名門）の子弟のため為なる乎、治を致す為なる乎？」

帝は曰く、

「治を為さんと欲する耳。」

冲は曰く、

「然らば則ち陛下は、今日何為れぞ専ら門品を取りて、才能を抜かざる乎？」

帝は曰く、

「苟しくも人に過ぎる之才有れば、知らざるを患えず。然れども君子之門は、借使當世之用無くも、要はおのずか自ら徳行純篤す、朕は故に之を用いる。」

冲は曰く、

「傳説（版築に起こる）、呂望（屠釣に起こる）、豈に門地を以て之を得る可けんや！」

帝は曰く、

「非常之人は、曠い世にして乃ち一二有る耳。」

秘書令の李彪は曰く、

「陛下が若し専ら門地を取れば、不審なり魯之三卿は、四科の若孰ぞや？」

著作佐郎の韓顯宗は曰く、

「陛下は豈に貴を以て貴を襲ぎ、賤を以て賤に襲ぐ可けんや！」

帝は曰く、

「必ず高明卓然として、類を出でて萃を抜く者有れば、朕は亦た此の制に拘わらず。」

之を頃くして、劉昶は（澎城より）入朝す、帝は昶に謂って曰く、

「或いは言う、唯だ能に是れ寄り、必ずしも門に拘わらずと。朕は以為えらく、爾らずと。何となる者か？清濁は同流にて、混齊は一等なりば、君子と小人、名品（続は器）は別無からん、此の殊に不可と為す。我は今八族以上の士人、品第は九有り、九品之外、小人之官は復た七等有り。若し其の人有れば、家より起こりて三公と為る可し。正に賢才の得難きを恐れ、止だ一人の為に我が典制を渾す可からざる也。」

■**「魏晉の選舉之法は門地優先の弊害あり」**臣光は曰く、

「選舉之法は、門地を先にして而して賢才を後にすれば、此れ魏、晉之深き弊なり、而して歷代相い因り、

之を能く改むる莫き也。夫れ君子、小人は、世祿と側微（朝廷に在らざる側で、その人貧賤なるを微とす）とに在らず。今日以て之を視れば、愚智は同じく知る所也。是之時に當たりて、魏の孝文之賢と雖も、猶ほ斯の蔽を免かれず。故に夫の是非を明辨して而して、世俗に惑わされざる者は、誠に鮮<sup>すく</sup>なし矣！

●壬辰（28日）、魏は始平王の<sup>きよう</sup>綏<sup>きよう</sup>を徙して彭城王と為し、定襄縣の王鸞（赭陽の敗北で封を降すを復活）を復して城陽王と為す。

●二月，壬寅（9日）、魏は詔す、

「君（統は羣）臣は金革（戦争）に非らざるよりは、三年の喪を終わるを<sup>ゆる</sup>聽す。」

●【魏の敬老政策】丙午（13日）、魏は詔す、

「畿内の七十已上は、暮春に京師に赴かしめて養老之禮を行う」（8-222p）

三月，丙寅（3日）、群臣及び國老、庶老を華林園に於いて宴す。詔す、

「國老（卿大夫の致仕する者）、<sup>こうこう</sup>黃耆（黄髮・年寄）已上なるは、中散大夫に假す、郡守の<sup>き</sup>耆（年寄）年已上なるは、給事中を假す、縣令、庶老（土の庶人の官にある者を兼ねる）は、直ちに郡、縣を假し、各々鳩杖（玉杖で端に鳩鳥の飾り）、衣裳を賜わる。」

●丁丑（14日）、魏は詔す、

「諸州の中正は各々其の郷の民望の、年五十已上なりて素を衡門（木を横たえて門とする、浅階）を守る者を舉げしめ、令、長を以て授ける。」

■【齊の皇帝の儉約、熱心すぎる政治】壬午（19日）、詔す、

「乘輿に金銀の飾校（鉸、金銀で飾ること）有る者は、皆な剔りて之を除かしむ。」

■上の志は節儉を慕う。太官は嘗て裹蒸（食べ物、餠を以て糯米に和して、香樂・松子・胡桃仁等を入れて、竹棒を以て裹みて蒸す）を進め、上は曰く、

「我は此を食べて盡さず、之を四破す可し、餘は晩食に充てん。」

又た嘗て<sup>そうきよう</sup>早菘（さいかち、豆か科の木）を用い、餘瀼を以て左右に授けて曰く、

「此れは更に用いる可し。」

太官は元日に壽を<sup>たてまつ</sup>上り、銀酒鎗（鼎足の鍋）有り、上は之を壊さんと欲す；王晏等は<sup>み</sup>咸な盛徳を稱し、衛尉の蕭穎胄は曰く、

「朝廷の盛禮は、三元（歳の元、月の元、時の元、正月元日のこと）に若くは莫し。此の一器は既に是れ舊物なり、侈（奢侈）と為すに足らず。」

上は悦ばず。後に曲宴（宮中の内宴）に預り、銀器は席に滿つ。穎胄は曰く、

「陛下は前に酒金匱を壊さんと欲す、恐らくは宜しく移して此の器在るべからん。」

上は甚だ慚ず。

■【魏の皇帝の細務親政は問題か】上は<sup>みずか</sup>躬ら細務を親らし、綱目も亦た密なり、是に於いて郡縣及び六署（尚書左右僕射・左右丞の通署する除署・功論・封爵・貶黜・八議・疑讞）、九府（太常・光祿勳・衛尉・廷尉・大司農・少府・將作大匠・太僕・大鴻臚）は常に職事を行うに、啟聞して、取りて詔敕を決せざる莫し。文武の勳舊は、皆な選部に歸さず、親近（統は親戚）は憑勢（統は憑藉）し、戸（統は互）は相い通じて進み、人群（統は君）之務めは繁密に過ぎる。南康王侍郎の穎川の<sup>しょうこう</sup>鍾嶸は上書して言う、

「古の者は、明君は才を揆りて政を頒ち、能を量り職を授けて、三公は坐して而して道を論じ（古に三公は



道を論じ六卿は職を分つ。周官考工記に坐して道を論じるを三公といい、作してこれを行うを士大夫という(と)、九卿は作りて而して務めを成し、天子は唯だ己を恭しくして南面して而して已む。」

書して奏し、上は憚らず、太中大夫の顧暭に謂って曰く、

「鐘嶢は何れの人か、朕の機務を断たんと欲すや！卿は之を識るや不や？」

對えて曰く、

「嶢は位は末く名は卑しきと雖も、而して言う所は或いは采る可き有り。且つ繁碎の職事は、各々有司は存す。今人主は總べて而して之を親するは、是れ人主は愈々勞して而して人臣は愈々逸し、所謂『包人に代わりに幸して而して大匠の為に斫る』也。」

上は顧みず而して他を言う。

■夏，四月，甲辰（12日），魏の廣州（永安中に廣州を魯陽に置く、河南省河洛道魯山県、現・平頂山市魯山県）刺史の薛法護は來たりて降る。

●魏は司州を寇し、櫟城（河南省汝陽道新蔡県の東北、現・駐馬店市新蔡県）戍主の魏僧銀は拒みて之を破る。（8-223p）

●五月，丙戌（24日），魏は方澤を河陰に營む。又た詔して漢、魏、晉の諸帝陵（河南にあり）は、百歩内は樵蘇を禁ず。丁亥（25日），魏主は方澤に事有り。

●「魏の皇后の馮氏を廢す」秋，七月，魏は皇后の馮氏を廢す。初め，文明太后は其の家を貴重ならんと欲し，馮熙の二女を簡びて掖庭に入れ，其の一は早く卒し，其の一は魏主の幸を得，未だ幾ばくならずして，疾有り，家に還りて尼と為る。太后の殂すに及び，帝は熙の少女を立てて皇后と為す。既に而して其の姉の疾は愈々し，帝は之を思い，復た迎えて宮に入れ，左昭儀に拜す。後の寵は浸く衰える。昭儀は自ら年長にして，且つ先に宮に入るを以て，妾の禮に率わず。后は頗る愧恨し，昭儀は因りて譖して而して之を廢す。后は素より徳操有り，遂に瑤光寺（洛陽の宮側にあり）に居り練行尼（戒行を修練する尼）と為る。

●「洛陽の干害に魏主食を絶つ」魏主は久しく旱を以て，癸未（22日）より食せず乙酉（24日）に至り，群臣は皆な中書省に詣り見えるを請う。帝は崇虚樓（武帝永明七年に道壇を桑乾の陰に移して改めて宗虚寺という。洛に遷都後禁中に崇虎樓を建てて齋戒する、崇虎樓×）に在り，（中書）舍人を遣わして辭す焉，且つ來たる故を問はしむ。豫州刺史の王肅は對えて曰く、

「今四效は雨して已に沾洽（あまねく潤う），獨り京城のみ微少なり。庶（続は細）民は未だ一餐に乏しからず而るに陛下は膳を輟めること三日，臣下は惶惶として，復た情地無し。」

帝は舍人をして之に應えて曰わ使む、

「朕は食せざること數日，猶ほ感ずる所無し。比來中外の貴賤は，皆な四郊の雨有るを言い，朕は其の相い寛勉せんと欲すを疑い，未だ必ずしも實有らず。方に將に遣使して之を視しめ，果たして言う所の如くならば，即ち當に膳を進めん。如し其の然らざれば，朕は何ぞ生を以て為さんや！當に身を以て萬民の為に咎を塞ぐべき耳！」

是の夕，大雨す。

●「魏の太子の恂の平城逃亡」魏の太子の恂は學を好まず，體は素より肥大にして，河南の地の熱きに苦しみ，常に北に歸らんを思ふ。魏主は之に衣冠を賜り，恂は常に私に胡服を着ける。中庶子の遼東の高道悦は數々切諫し，恂は之を惡む。八月，戊戌（7日），帝は嵩高に如き，恂は左右と密かに謀り，牧馬を召して輕騎して平城に奔らんとし，手ずから道悦を禁中に於いて刃す。中領軍の元儼（続、無儼×）は門を勒して防遏し，夜に入りて乃ち定む（鎮圧）。詰旦，尚書の陸琇は馳せて以て帝に啟し，帝は大いに駭き，其の事を秘し，仍ほ汴口（汴水と黄河の通じる口）に至りて而して還る。

●甲寅（23日）、宮に入り、**恂**を引見し、其の罪を數め、親ら咸陽王の**禧**等と與に更代して之を杖つに百餘下、扶曳して外に出だし、城西に囚う。月餘にして乃ち能く起つ。

●丁巳（26日）、魏の相州刺史の南安の惠王の**楨**は卒す。

●**九月**、戊辰（8日）、**魏主**は小平津に於いて武を講ず；癸酉（13日）、宮に還る。（8-224p）

●〔代出身者を羽林、虎賁とする〕**冬、十月**、戊戌（20日）、魏は詔す、

「軍士の代より來たる者は、皆な以て羽林、虎賁と為す。司州（洛）の民は十二夫に一吏を調し、以て公私に力役を供せしむべし」。

●〔元彬の吐京胡の反乱鎮圧〕魏の吐京（魏世祖は太平真君九年吐京郡を置く。漢の西河郡吐軍県。山西省翼寧道石樓県、現・呂梁市石樓県）胡は反し、朔州刺史の**元彬**に詔して汾州（太和十二年置き蒲子県に治す。山西省河東道隰県、現・臨汾市隰県）の事を行わしめ、**并**（続、並×、并州は太原・上黨・樂平・郷郡を領す）、**肆**（太平真君七年肆州を置き、新興・秀容・雁門郡を領す）之衆を帥いて以て之を討たしむ。**彬**は、**楨**之子也。**彬**は統軍の**奚康生**を遣わして叛胡を撃たしめ、之を破り、追いて車突谷（五代史志に離石郡太和県、山西省翼寧道臨県、現・呂梁市臨県。後周は烏突郡烏突県を置くはここからくる）に至り、又た之を破り、俘雜畜は萬を以て數える。詔して**彬**を以て汾州刺史と為す。**胡去居**等六百餘人は險を保ちて服さず、**彬**は兵二萬を請いて以て之を討たんとす、有司は奏して之を許さんとし、**魏主**は大いに怒りて曰く、

「小寇何んぞ兵を發する之理有りや！宜しきに隨いて討治す可し。若し克つ能わざれば、必らず大兵を須いる者ならば、則ち先ず刺史を斬り、然る後に兵を發せん！」

**彬**は大いに懼れ、州兵を督し帥いて、身は將士に先んじて、**去居**を討ち、之を平らぐ。

●〔魏の太子恂の廃嫡〕**魏主**は群臣を清徽堂に引見し、太子の**恂**を廢せんと議す。太子の太傅の**穆亮**、少保の**李冲**は冠を免じ頓首して謝る。**帝**は曰く、

「卿が謝する所の者は私也、我が議する所の者は國也！『大義は親を滅す』（左傳）、古の人の貴とする所。今**恂**は父に違え逃げて、**恆**（恆州は平城に治す、現・大同市）、**朔**（朔州の定襄、綏遠特別区域和林格爾県に治す、現・内モンゴル自治区フフホト市ホリソル県）に跨據せんと欲し、天下之惡は孰れか焉よりも大ならん！若し之を去らざれば、乃ち社稷之憂い也。」

**閏月（十一月、元嘉曆）**、丙寅（7日）、**恂**を廢して庶人と為し、河陽の無鼻城（河南省河北道孟県の東、現・焦作市孟州市）に置き、兵を以て之を守り、服食の供する所、粗ば饑寒を免じ而して已む。

●戊辰（9日）、魏は常平倉（価格平均維持、飢民穀物賑給のため穀物備蓄する公設倉庫、晉泰始四年268年初）を置く。

■戊寅（19日）、太子の**寶卷**は冠す。

●〔穆泰ら旧平城勢力の反乱〕初め、魏の文明太后は**魏主**を廢せんと欲し（137 卷世祖永明八年にあり）、**穆泰**は切諫して而して止み、是に由りて寵有り。**帝**の洛陽に南遷するに及び、親任する所の者は多く中州の儒士にして、宗室及び代人は往往にして樂まず。**泰**は尚書右僕射より出でて定州（河北中部）刺史と為り、自ら久しく病み、土は温かなれば則ち甚しきを陳じ、恆州（刺史、河北石家莊付近）と為るを乞う。**帝**は之が為に恆州刺史の**陸睿**を徙して定州（刺史）と為し、**泰**を以て之に代わらしむ。**泰**は至り、**睿**は未だ發せず、遂に相い與に作亂を謀り、陰かに鎮北大將軍の樂陵王の**思譽**、安樂侯の**隆**、撫冥鎮將の魯郡の**侯業**、驍騎將軍の**超**等と結びて、共に朔州刺史の陽平王の**頤**（続、熙×）を推して主と為す。**思譽**は、**天賜**（汝陰王天賜は景穆太子の子、魏主の叔祖）之子。**業**は、**丕**之弟。**隆**、**超**は、皆な**丕**之子也。**睿**は以為えらく洛陽は休明（性格が寛容で、聰明）なりと、**泰**に勸めて之を緩くせしめ、**泰**は是に由りて未だ發せず。

●〔頤の通報で任魏主は城王の澄に依頼〕**頤**は偽りて**泰**等を許して以て其の意を安んじ、而して密かに狀

を以て(伝)聞<sup>ぶん</sup>す。行(仮)吏部尚書の任城王の澄は疾有り、(8-225p)帝は召いて凝間堂に於いて見みえ、之に謂って曰く、

「穆泰は不軌を為さん謀って、宗室を扇誘す。脱し或いは必ず然らば、今遷都して甫<sup>はじ</sup>めて爾<sup>しか</sup>り、北人は舊を戀し、南北は紛擾し、朕の洛陽は立たざる也。此れ國家大事なり、卿に非らざれば辦ず能わず。卿は疾と雖も、強いて我の為に北行し、審かに其の勢を觀るべし。儻<sup>も</sup>し其の微弱ならば、直ちに往きて之を擒にせよ。若し已に強(続は彊)盛ならば製(続は制)を承けて并(続、並×)、肆の兵を發して之を撃つ可し。」  
對えて曰く、

「秦等は愚かで惑い、正に舊を戀いるに由り、此の計を為す耳、深謀遠慮は有るに非ず。臣は驚怯なりと雖も、以て之を制するに足らん、願はくは陛下には憂うる勿かれ。犬馬之疾有りと雖も、何の敢えて辭する也！」

帝は笑いて曰く、

「任城が肯えて行けば、朕は復た何をか憂えるや！」

遂に澄に節、銅(続、鉛×)虎(銅虎符は漢の文帝二年に初めて郡守の為に作る。第一から第五、國家が兵を發する時に使者を使わして郡に至りて符を合わせ、合えば聴受する。割り符)、竹使符(竹箭五枚長五寸に篆書を鐫刻し、第一から第五。魏晉以後は第十まで)、御仗の左右(天子の左右に侍す杖人)を授け、仍って恆州の事を行わしむ。

● 〔任城王の澄の鎮圧軍発進、討伐〕 行きて雁門に至り、雁門の太守は夜告げて云う、

「泰は已に兵を引いて西に陽平(陽平王頤は朔州に在り、平城の西)に就く。」

澄は遽<sup>にわか</sup>に進發せ令む。右丞の孟斌は曰く、

「事は未だ量る可からず、宜しく敕に依りて并、肆の兵を召して、然る後に徐<sup>おもむろ</sup>に進むべし。」

澄は曰く、

「泰は既に亂を謀り、應に堅城に據るべし。而るに更に陽平を迎え、其の為す所を度<sup>はか</sup>るに、當に勢いは弱きに似たり。泰は既に相い拒まず、故無くして兵を發するは、宜しきに非らざる也。但だ速かに往きて之を鎮すれば、民心は自ら定まらん。」

遂に倍道して兼行す。先ず治書侍御史の李煥を遣わして單騎で代(平城・代都)に入りて、其の不意に出で、泰の黨を曉諭(続は諭)し、禍福を以て示し、皆な之が用を為す莫し。泰は計の出でる所無く、麾下數百人を帥いて煥を攻め、克たず、城西に走り出る。追いて之を擒とす。澄も亦た尋<sup>たづ</sup>ぎて至り、黨與は窮治し、陸睿等百餘人を収め、皆な獄に繋ぎ、民間は貼然とす。澄は狀を具して表聞し、帝は喜び、公卿を召し、表を以て之に示して曰く、

「任城は社稷の臣と謂う可き也。其の獄辭を觀るに、正に復た皋陶<sup>こうよう</sup>(堯舜時代に公平な裁判をおこなった伝説上の人物)さえも何を以て之を過ぎるや！」

顧みて咸陽王の禧等に謂って曰く、

「汝曹は此に當たれば、辦ずる能わざらん也。」

● 〔自信を付けた魏主は南寇を議論〕 魏主は入寇(南齊に、資治通鑑では南朝を正統とするが故に省略)せんと謀り、公卿を清徽堂に引見して、曰く、

「朕は宅を土中に卜し、綱條(書の盤庚に曰く、網は綱に在り、條有りて紊<sup>みだ</sup>れざるが若しと)は粗<sup>は</sup>ぼ擧がる。唯だ南寇は未だ平らがず、安んぞ能く近世の天子に効い惟を深宮之中に於いて下さん乎！朕は今南征を決す矣、但だ未だ早晚之期を知らず。比來<sup>このごろ</sup>術者は皆な雲(続は云)わく、今往けば必ず克たんと。此れ國之大事なり、宜しく君臣は各々所見を盡くすべし、朕が先ず言うを以て而して前に依違し、後ろに同異する勿かれ也。」

李冲は對えて曰く、

「凡そ兵を用いる之法は、宜（続は須）しく先に人事を論じ、後に天道を察すべし。今卜筮して吉と雖も而して人事は未だ備えず、遷都は尚ほ新たに、秋穀は稔らず、未だ以て師旅を興す可からず。臣の所見の如くならば、宜しく來秋を俟つべし。」（8-226p）

帝は曰く、

「去（昨の意味）る十七年（齊世祖の永明十一年は魏高祖の太和十七年）、朕は兵二十萬を擁し、此くは人事之盛んなる也、而るに天の時は不利。今天の時は既に従い、復た人事は未だ備わらず、と云（続は去×）う、僕射之言の如くならば、是れ終に征伐之期は無き也。寇戎を戢（短）尺（魏は既に洛陽に都し淮漢に近く、南伐して境土を広げんとす）し、異日將に社稷之憂いと為らんとす、朕は何んぞ敢えて自ら安んぜん！若し秋行きて捷たざれば、諸君は當に盡く司寇に付すべし、懷を盡くさざる可からざる也。」

●「逃亡者の責を闔門に問わず」 魏主は罪有りて邊に徙す者の多く逋亡するを以て、乃ち制して一人逋亡すれば、闔（こう）門は役に充てる。光州刺史の博陵の崔挺は上書して諫めて曰く、

「天下に善人は少なく、惡人は多し。若し一人有罪ならば、延きて闔門に及ぶは、則ち司馬牛、桓魋之罰を受け、柳下惠して盜跖之誅に嬰らん、豈に哀しからず哉！」（司馬牛と桓魋之、柳下惠と盜跖は兄弟。兄弟に罪及ばずは古の法）

帝は之を善しとし、遂に其の制を除く。

|                  |       |          |
|------------------|-------|----------|
| 令和 2 年 3 月 18 日  | 翻訳開始  | 10829 文字 |
| 令和 2 年 3 月 24 日  | 翻訳終了  | 19121 文字 |
| 令和 2 年 9 月 30 日  | 完訳終了  | 23318 文字 |
| 令和 3 年 10 月 31 日 | 書下し終了 | 24011 文字 |